## 新型コロナウイルスへの緊急対策を求める意見書

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルスは、急速に感染範囲を広げ、我が国をはじめ多くの国と地域において死者を含め多数の感染者が発生している。

よって、国においては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、早急に感染拡大の防止策を講じ、国民生活への影響、また、経済への影響を最小限に抑えるよう、以下のとおり強く要望する。

- 1. 検査・医療体制の更なる整備と充実を図ること。
- 2. 正確な情報を速やかに提供すること。
- 3. 国民生活と地域経済や各産業への影響を最小限にとどめるよう努めること。
- 4. マスクや消毒液など医療関係物資の安定した供給に取り組むこと。
- 5. 学校の臨時休業に伴う子どもたちの心のケアや家族への支援を実施する こと。
- 6. 感染防止に向けた柔軟な働き方への支援と推進を行うこと。
- 7. 予防・診断・治療に向けた技術の早期確立に努めること。
- 8. 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

三浦市議会議長 草 間 道 治

## 意見書提出先

内閣総理大臣/財務大臣/厚生労働大臣/総務大臣/外務大臣/経済産業大臣 /国土交通大臣